

災害時避難行動要支援者の

個別避難シート 作成マニュアル

令和 7 年 7 月



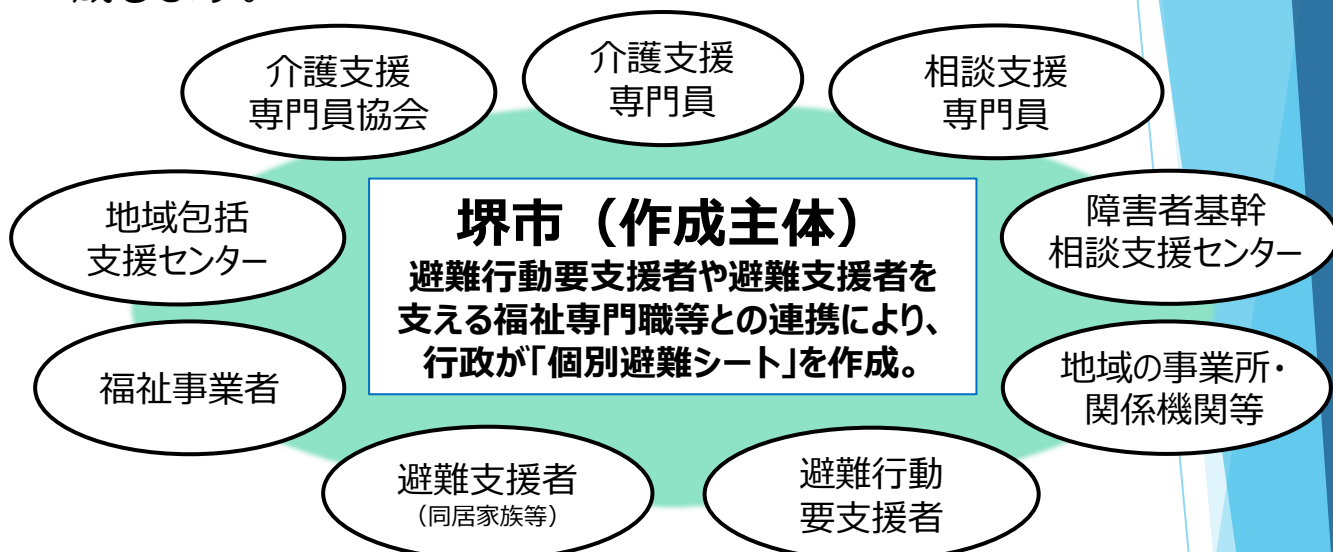
もくじ

○はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	2
基本方針	
災害の種別	
○ことばの説明・・・・・・・・・・	3
避難行動要支援者	
避難行動要支援者一覧表	
個別避難シート	
避難支援者	
避難支援等関係者	
○取組の流れ・・・・・・・・・・	5
候補者の選定	
事前アセスメントの実施	
各種調整	
個別避難シート（案）の作成	
避難の練習の実施	
個別避難シートの完成・個別避難シートの共有	
作成課題の検証・改善	
○個別避難シート作成謝礼・・・・・・・・	10
○注意事項・・・・・・・・・・	11
○避難支援者へのサポートについて・・・・	12
○個別避難シートの記入例・注意点・・・・	13
○堺市e-地図帳の利用方法・・・・・・・・	20
○災害発生時における要介護者等への 対応基準・・・・・・・・	23

○はじめに

【基本方針】

行政と福祉専門職等が連携し、要支援者の身体等の状況や地域の実情を踏まえて、避難方法を検討し、個別避難シートを作成します。



【災害の種別】

災害の種別によって適切な避難支援のあり方は変わります。そこで、災害の種別ごとに、具体的な避難支援の方法や手段を検討し、災害事象やリスクに応じた個別避難シートを作成していきます。

- ▶ 予測が困難で避難の時間的余裕がない災害



南海トラフ地震等

- ▶ 一定の状況予測が可能で、避難の時間的余裕がある災害



風水害(洪水、土砂災害等)

○ことばの説明

【避難行動要支援者とは】

避難行動要支援者とは、災害時に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難を確保するため、特に支援を要する方のことをいいます。

堺市では生活の基盤が自宅にある方のうち、次の（１）～（７）に該当する方を対象に、避難行動要支援者の状況を把握するための調査を毎年実施しています。（堺市地域防災計画に規定）

- （１）身体障害者手帳１・２級（ただし、免疫障害を除く）
- （２）療育手帳Ａ
- （３）精神障害保健福祉手帳１級かつ独居
- （４）要介護３以上の要介護認定
- （５）世帯全員が７０歳以上（独居含む）
かつ要支援者１・２又は要介護１・２
- （６）緊急通報装置（高齢者・障害者）の登録
- （７）特定医療費（指定難病）受給者証

【避難行動要支援者一覧表】

上記の表の（１）～（７）に該当する避難行動要支援者の中で、行政や地域の支援者の方々に情報提供することに同意していただいた方を登載した名簿です。同意された場合に共有される情報は以下のとおりです。

- ①住所 ②氏名 ③年齢 ④性別
- ⑤身体状況（歩行・会話・食事・排泄について）
- ⑥避難手段 ⑦地域の方に特に伝えておきたいこと

○ことばの説明

【個別避難シートとは】

避難行動要支援者が災害時に安全に避難することができるよう、本人の基本情報や緊急時の連絡方法、避難場所、避難経路、避難支援者などの必要事項をまとめたものが、個別避難シートです。

作成した個別避難シートは、実際に災害が起こった際の避難支援活動に役立つように、行政・避難行動要支援者・避難支援者等で共有します。

【避難支援者とは】

避難支援者とは、災害時に実際に避難行動要支援者への避難情報の伝達や避難所への避難支援を行っていただく方のことです。（同居家族、近隣住民等）

【避難支援等関係者とは】

災害時に、要支援者を支援することの同意が事前に得られた関係者のことをいいます。（行政、福祉専門職、避難支援者等）



○取組の流れ

- ① 個別避難シートを作成する避難行動要支援者の候補者を選定。（堺市）

- 
- ② 避難行動要支援者へ個別避難シートの説明。
作成に関する同意をいただき、事前アセスメント
（状況の聞き取り等）を実施。

- 
- ③ 個別避難シートの作成に向けた各種調整を実施。
（避難支援者、福祉専門職、協力事業所等）

- 
- ④ 避難支援等関係者（行政、福祉専門職、避難支援者等）
で、避難方法を協議して、個別避難シート案の作成。

- 
- ⑤ 避難支援等関係者による避難の練習を実施。
個別避難シート案の検証・見直しを行い、完成。

- 
- ⑥ 個別避難シートを共有。
（【原本】堺市・【副本】避難行動要支援者・避難支援者）
※個別避難シートを作成した旨を避難行動要支援者一覧表に記載

- 
- ⑦ 作成課題の検証・改善



○取組の流れ

① 候補者の選定

② 事前アセスメントの実施

個別避難シートの作成同意があった避難行動要支援者に対して、事前説明・事前アセスメント（状況の聞き取り等）を行います。

【手順】

（１）個別避難シートを作成する候補者の選定

- ・堺市が、選定した候補者に作成の意思を確認します。
- ・選定した候補者の支援に関わる福祉専門職（事業所等）に、個別避難シートの作成を書面で依頼します。

（２）選定した候補者への説明と事前アセスメントの実施

- ・福祉専門職が、個別避難シートの説明を行います。
※災害発生時は、避難支援者も被災している可能性がありますので、個別避難シートの作成により、必ず避難支援を受けられるわけではないことも併せて伝える必要があります。
- ・個別避難シートに記載する情報を行政、福祉専門職、避難支援者等に共有することについて説明し、同意を得ます。
- ・避難行動要支援者本人の自力で行動が可能な範囲や近隣住民との人間関係等を聞き取ります。

（３）避難支援方法や避難支援者についての検討

- ・具体的な避難支援方法や避難支援者について、避難支援等関係者で検討することを伝えます。

○取組の流れ

③④ 各種調整・個別避難シート(案)の作成

避難行動要支援者・避難支援等関係者と相談・調整を行いながら、個別避難シートに記載する各項目の内容を検討して、個別避難シート（案）を作成します。

【手順】

- (1) 日程調整と個別避難シート（案）の作成
 - ・福祉専門職が、避難行動要支援者を訪問する日程を調整し、個別避難シート（案）の作成を行います。
 - ※訪問は必要に応じて、避難支援等関係者（地域包括支援センター／障害者基幹相談支援センター／協力事業所等）と実施してください。
 - ※行政（堺市）の同行訪問が必要な場合は、別途ご相談ください。
- (2) 避難場所・避難経路の確認（災害の種別ごと）

確認は次の方法により行ってください。

 - ・堺市e-地図帳（利用方法は20ページを参照）
 - ・区別防災マップ（市ホームページに掲載又は区役所市政情報コーナーに配架）
 - ・区役所防災担当、または、危機管理室防災課（問合先は裏表紙を参照）
- (3) 避難支援者（候補者）の検討
 - ・避難行動要支援者の意向も踏まえて避難支援者について検討、要請します。
- (4) 避難支援者の決定
 - ・候補者に個別避難シート（案）の内容及び情報を共有することについて説明し、了承を得たうえで、避難支援者を決定します。

○取組の流れ

避難支援者には、本人やその家族の安全確保が最優先であること、避難支援ができない場合において、責任が伴うものではないことを伝えて下さい。

- (5) 安全で効率的な避難支援・避難経路の選定を行います。
 - ・避難時の移動手段等を想定し、道幅・起伏等も考慮します。
 - ・在宅避難等を含めた避難支援を検討します。
- (6) 個別状況に応じた避難支援方法を検討します。
 - ・必要に応じて、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターなどの関係機関とも相談して、避難行動要支援者の個別の状況に応じた最適な避難支援の方法を検討します。

★安全で効率的な避難支援/避難経路

避難行動要支援者の身体等の状況に応じて、避難に伴うリスクが最小限になるように避難経路等を検討します。

「避難所への移動にリスクがある場合」

(例) 一時的に被害を避けるために垂直避難を行う

「避難所まで距離がある場合」

(例) 近隣の津波避難ビルへ避難する

※垂直避難とは

急激な降雨や浸水で屋外での歩行等が困難になった場合に、建物の倒壊の危険がなければ、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に一時避難するという避難手段です。



○取組の流れ

⑤ 避難の練習を実施、個別避難シートの完成

実際に避難の練習等を行うことで、実行するうえでの課題を洗い出します。

それを踏まえて個別避難シート（案）へ加筆・修正を行い、個別避難シートを完成させます。

- ・避難練習の実施は必須ではありませんが、可能な限り実施してください。
- ・個別避難シート（案）が作成できたら、堺市に提出し内容の確認を受けてください。確認後、市より福祉専門職にご連絡しますので、作成した個別避難シート（案）により避難行動要支援者に内容を説明してください。
- ・避難行動要支援者が個別避難シート（案）の内容に同意する場合は、同意欄に署名をしていただいでください。
（代理署名可）

⑥⑦ 個別避難シートの共有、作成課題の検証・改善

完成した個別避難シートを、行政・避難行動要支援者・避難支援者等に共有します。

また、個別避難シート作成後に出てきた課題の検証や改善を行います。

- ・個別避難シートの原本は堺市に提出してください。
また、避難行動要支援者、避難支援者、福祉専門職、計画作成に関係した地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター等に副本を共有してください。
- ・個別避難シートの避難先に介護保険施設のショートステイを位置付けた場合は、対象の施設に個別避難シートの副本を共有してください。（23ページ「災害発生時における要介護者等への対応基準」参照）

○個別避難シート作成謝礼

○市より作成を依頼した個別避難シートについて、次のとおり謝礼金をお支払いします。

個別避難シート1件につき、7,000円

- ・支払いには「口座振替依頼書兼受領委任書」の提出が必要です。
- ・謝礼金の支払先は、以下のどちらかです。
 - －個別避難シートを作成した福祉専門職が所属する事業所等
 - －福祉専門職（個人）

※「口座振替依頼書兼受領委任書」の記入例（下記を参照）

記入例
（個人・事業所の用に個別避難シートを作成した福祉専門職が所属する事業所等）

〒100-0001 東京都千代田区千代田 〇〇〇〇株式会社
〇〇〇〇部 〇〇〇〇課 〇〇〇〇係 〇〇〇〇氏

口座振替依頼書兼受領委任書

領 収 票 欄

依頼者（事業所）
住 所 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〇〇〇〇株式会社
出 入 口 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課 〇〇〇〇係 〇〇〇〇氏
業 務 担 当 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課 〇〇〇〇係 〇〇〇〇氏
代表者（個人） 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課 〇〇〇〇係 〇〇〇〇氏

※市が作成する「避難対策支援事業のための個別避難シート」の作成に当たっては、個別避難シートを作成した福祉専門職が所属する事業所等から、市に提出することになります。

※市が作成する「避難対策支援事業のための個別避難シート」の作成に当たっては、個別避難シートを作成した福祉専門職が所属する事業所等から、市に提出することになります。

※市が作成する「避難対策支援事業のための個別避難シート」の作成に当たっては、個別避難シートを作成した福祉専門職が所属する事業所等から、市に提出することになります。

領 収 票 欄	領 収 票 欄
領 収 票 欄	領 収 票 欄
領 収 票 欄	領 収 票 欄
領 収 票 欄	領 収 票 欄
領 収 票 欄	領 収 票 欄
領 収 票 欄	領 収 票 欄

（受領者）
（受領者）

（受領者）
（受領者）

（受領者）
（受領者）

記入例
（福祉専門職の用に個別避難シートを作成した福祉専門職が所属する事業所等）

〒100-0001 東京都千代田区千代田 〇〇〇〇株式会社
〇〇〇〇部 〇〇〇〇課 〇〇〇〇係 〇〇〇〇氏

口座振替依頼書兼受領委任書

領 収 票 欄

依頼者（事業所）
住 所 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〇〇〇〇株式会社
出 入 口 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課 〇〇〇〇係 〇〇〇〇氏
業 務 担 当 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課 〇〇〇〇係 〇〇〇〇氏
代表者（個人） 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課 〇〇〇〇係 〇〇〇〇氏

※市が作成する「避難対策支援事業のための個別避難シート」の作成に当たっては、個別避難シートを作成した福祉専門職が所属する事業所等から、市に提出することになります。

※市が作成する「避難対策支援事業のための個別避難シート」の作成に当たっては、個別避難シートを作成した福祉専門職が所属する事業所等から、市に提出することになります。

※市が作成する「避難対策支援事業のための個別避難シート」の作成に当たっては、個別避難シートを作成した福祉専門職が所属する事業所等から、市に提出することになります。

領 収 票 欄	領 収 票 欄
領 収 票 欄	領 収 票 欄
領 収 票 欄	領 収 票 欄
領 収 票 欄	領 収 票 欄
領 収 票 欄	領 収 票 欄
領 収 票 欄	領 収 票 欄

（受領者）
（受領者）

（受領者）
（受領者）

（受領者）
（受領者）

10

○注意事項

避難行動要支援者一覧表及び個別避難シートの取扱いは次のとおりです。

(1) 避難行動要支援者一覧表の取扱い

避難行動要支援者一覧表への登録に同意された方の情報を以下の方々と共有します。

【提供先】

- ・自治連合会長（校区により町会長まで提供）
- ・校区福祉委員長
- ・自主防災組織責任者
- ・民生委員児童委員
- ・消防

※一覧表については、本市及び地域で適正に管理し、日頃の見守りや安否確認など、地域の支援体制の構築に関わる目的以外には使用しません。

(2) 個別避難シートの取扱い

【共有先】

(原本) 堺市

(副本) 避難行動要支援者・避難支援者・福祉専門職等

※個別避難シートの保管にあたっては、避難行動要支援者が同意した人以外は閲覧できないように厳重な情報管理を行います。

※災害が実際に発生する、またはその可能性が高い場合には、避難行動要支援者の安全を確保するために、避難支援に必要な範囲内で、堺市から関係者に個別避難シートに記載された情報を提供することがあります。

○避難支援者へのサポートについて

避難支援者の負担を少しでも軽減できるよう、堺市から保険加入のサポートを行います。

(1) 堺市による傷害保険の加入

万が一、避難支援者が避難支援中に事故に遭った場合などに備えて、堺市が契約して、避難支援者を被保険者とする傷害保険に加入します。（保険料は堺市が負担します。加入期間は令和8年3月31日午後12時まで。※令和8年4月1日からの継続については未定です。）

ただし、避難行動要支援者と避難支援者が親族の場合は保険加入の対象となりません。

※親族・・・6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

補償内容の概要

令和7年4月現在

補償項目の種類		支払限度額・保険金額
傷 害 補 償	死亡・後遺障害保険金額	1,200万円
	後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～42%を支払い
	入院保険金	5,500円（日額）
	通院保険金	2,500円（日額）
	手術保険金	①入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10倍＝手術保険金の額 ②入院中以外の手術の場合 入院保険金日額× 5倍＝手術保険金の額



○個別避難シート（記入例）（1枚目表）

避難行動要支援者のための個別避難シート

基礎情報	(フリガナ) 氏 名	サカイ タロウ 堺 太郎			
	生 年 月 日	1950年11月23日	性別	男	
	住 所	堺市△区〇〇-×××			
	連 絡 先 (携帯電話等)	090-XXXX-0000	FAX	072-XXX-0000	
	E-mail				
	家族構成 同居情報等	・妻(80歳)要介護度1と二人暮らし ・子は▲▲市在住			
要支援 情報	介 護 認 定	要介護4	障 害 支 援 区 分		
	障 害 者 手 帳	☒ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神保健福祉手帳	6級 (障害の種類・等級)	聴覚障害6級	
	そ の 他 留 意 事 項 (指 定 難 病 等)				
緊急時の情 報伝達方法	・左耳が聞き取りにくいので、話をするときは右側から声掛けを行う。 ・本人も妻も警報に気づかない可能性がある為、玄関の扉を開けて声掛けが必要				
避難誘導時 の留意事項	☐ 立つことや歩行ができない ☒ その他 ☐ 音が聞こえない(聞こえにくい) ☐ ものが見えない(見えにくい) ☐ 医療機器等を装着・使用している 移動・移乗が1人でできず、妻も要介護度1であり、本人を1人では移動させることができないため、支援が必要。				
携行医薬品	・血圧を下げる薬(1日1錠)※(お薬手帳のコピーを用意) ※最新のお薬手帳の内容を確認する。				
避 難 方 法 ・ 避 難 経 路	①	避難場所		避難手段	
		(記入例)避難行動要支援者のための個別避難シート【避難場所・避難経路】の記入例を参照し、記載してください。			
	②	避難場所		避難手段	
(記入例)避難行動要支援者のための個別避難シート【避難場所・避難経路】の記入例を参照し、記載してください。					
備考	(記入例)避難行動要支援者のための個別避難シート【避難場所・避難経路】の記入例を参照し、記載してください。				

○個別避難シート（記入例）（1枚目裏）

家族等 緊急 連絡先	①	(フリガナ)	(	サカイ ハナコ	)	関	係	妹
		氏 名	堺 花子					
		住 所	堺市△区〇〇-〇〇〇					
		連 絡 先	080-XXXX-0000		FAX	072-XXX-0000		
		E-mail	hanako sakai@〇〇〇					
	☒ 避難支援者として登録する ☐ 避難支援者として登録しない							
	②	(フリガナ)	(	サカイ イチロウ	)	関	係	子
		氏 名	堺 一郎					
		住 所	▲▲市XX-XXXX					
		連 絡 先	070-XXXX-0000		FAX			
E-mail		ichiro sakai@〇〇〇						
☐ 避難支援者として登録する ☒ 避難支援者として登録しない								

↓ 家族等緊急連絡先で避難支援者として登録された方以外の避難支援者をご記入ください。

避難 支援者 ※家族等緊急連 絡先で避難支 援者として登 録され た方以外	①	(フリガナ)	(	チク ジロウ	)	関	係	近隣住民
		氏 名	地区 二郎					
		住 所	堺市△区XXX-XOXO					
		連 絡 先	090-XXXX-0000		FAX	072-XXX-0000		
		E-mail	jiro chiku@〇〇〇					
	②	(フリガナ)	(	〇〇〇カイゴシエンジギョウショ	)	関	係	居宅介護支援事業所
		氏 名	〇〇〇介護支援事業所					
		住 所	堺市〇区△△-×××					
		連 絡 先	072-XXX-XXXX		FAX	072-XXX-XXXX		
		E-mail	kaigoshien@〇〇〇					
	③	(フリガナ)	(		)	関	係	
		氏 名						
		住 所						
連 絡 先				FAX				
E-mail								

以下の（確認事項）を避難支援者となる方ご本人がご確認ください。

（確認事項）

- (1) この個別避難シートの作成後は、平常時から避難支援等関係者に個別避難シートの情報を提供します。
- (2) 避難支援者やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、避難行動要支援者の災害時の避難行動について、避難支援者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の確認事項について、同意します。

年 月 日 氏名

代理署名 (本人との関係)

※避難行動要支援者ご本人がご記入ください。ご本人が記入しない場合は、代理署名をお願いします。

○個別避難シート（記入例）（2枚目表）

■個別避難計画作成者

事業所名	〇〇〇介護支援事業所	避難行動要支援者との関係	ケアマネジャー
住所	堺市〇区△△-×××		
氏名	〇〇 〇〇	連絡先 (携帯電話等)	080-XXXX-0000
E-mail	kaigoshien@〇〇〇	FAX	072-XXX-XXXX

■事業所一覧

○居宅介護支援事業所

事業所名	〇〇〇介護支援事業所	連絡先 (携帯電話等)	080-XXXX-0000
住所	堺市〇区△△-×××		
介護支援専門員氏名	〇〇 〇〇	FAX	072-XXX-XXXX

○相談支援事業者

事業所名	△△△相談支援センター	連絡先 (携帯電話等)	070-XXXX-XXXX
住所	堺市△区〇〇-×××		
相談支援専門員氏名	△△ △△	FAX	072-XXX-XXXX

○サービス提供事業所

①	事業所名	〇△×デイサービス	連絡先 (携帯電話等)	080-XXXX-XXXX
	住所	堺市△区〇〇-×××		
	サービス種別	短期入所生活介護(ショートステイ)	FAX	072-XXX-XXXX
②	事業所名	〇△×居宅介護	連絡先 (携帯電話等)	070-XXXX-XXXX
	住所	堺市〇区××-△△△		
	サービス種別	居宅介護支援	FAX	
③	事業所名		連絡先 (携帯電話等)	
	住所			
	サービス種別		FAX	
④	事業所名		連絡先 (携帯電話等)	
	住所			
	サービス種別		FAX	
⑤	事業所名		連絡先 (携帯電話等)	
	住所			
	サービス種別		FAX	

○個別避難シート「避難場所・避難経路」の記入例

避難場所・避難経路の記入例

台風・大雨による洪水・高潮等の風水害の場合

記入例①

	避難場所	特別養護老人ホーム●●	避難手段	送迎車（又は、自家用車）
経路	【洪水・高潮等（土砂災害含む）の風水害の場合】			
	・天気予報等で風水害が予測される場合は、事前に緊急ショートステイ（特養等の名称）を利用し、安全を確保する。 ⇒利用の際は、担当ケアマネジャーに調整を行ってもらう。			

記入例②

	避難場所	妹（氏名）の自宅	避難手段	介護タクシー
経路	【洪水・高潮等（土砂災害含む）の風水害の場合】			
	・天気予報等で風水害が予測される場合は、事前に妹（氏名）の自宅（住所）に避難する。			

記入例③

	避難場所	●●小学校	避難手段	車いす（介助）
経路	【洪水・高潮等（土砂災害含む）の風水害の場合】			
	・高齢者等避難が発令された場合、家族の車いす介助により、避難所●●小学校へ避難する。 ⇒避難に備え、非常持ち出し品の準備を実施。 ・長期化する場合は担当ケアマネジャーに緊急ショートステイの利用調整を行ってもらう。			

記入例④

	避難場所	自宅	避難手段	備蓄計画
経路	【洪水・高潮等（土砂災害含む）の風水害の場合】			
	・自宅避難に備え、1週間分の備蓄計画の実施。 【水（1日3ℓ）・食料・オムツ・（その他要支援者に必要なもの）】			

○個別避難シート「避難場所・避難経路」の記入例

○地震の場合

記入例⑤

	避難場所	●●小学校	避難手段	車いす（介助）
経路	【地震（津波含む）の場合】 ・家族の車いす介助により、避難所●●小学校へ避難する。 ⇒避難に備え、非常持ち出し品の準備を実施。 ・長期化する場合は●●病院へ受入れ相談をする。			

記入例⑥

	避難場所	自宅マンション（団地）●階 又は、上階へ	避難手段	備蓄計画
経路	【地震（津波含む）の場合】 ・建物が倒壊していない場合は自宅マンション（団地）●階で自宅避難する。 （※低層階の場合は、上階へ垂直避難） ⇒避難に備え1週間分の備蓄計画の実施。 【水（1日3ℓ）・食料・オムツ・（その他要支援者に必要なもの）】 ・継続して自宅避難が困難な場合⇒担当ケアマネジャーに緊急ショートステイの利用調整を行ってもらう。			

○備考欄

備考	・（ベッド周辺・玄関までの通路等）柵、タンス等を突っ張り棒等で固定対策を実施する。 ・窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る。 ・テレビ、堺市ライン、緊急速報メール（携帯事業者経由）により情報収集を実施する。 ・避難に備え、非常持ち出し品の準備を実施する。
----	--

○「避難場所・避難経路」の検討について

○風水害時における避難のタイミングについて

- ・事前に天気予報等で被害が想定される場合は、事前避難を行うなど計画的な避難を検討してください。
- ・市が「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令した場合は、高齢者・障害者などの避難に時間を要する方は危険な場所から避難を行う計画を検討してください。

○津波警報・大津波警報発令時の避難について

- ・JR阪和線を目標に東の高い所（津波ハザードマップにある「津波注意ライン」より東側）へ避難する計画を検討してください。
- ・逃げ遅れた場合や遠くまで逃げるのが困難な場合は、津波避難ビルなど高い所への避難を検討してください。
- ・地震による「津波警報・大津波警報」が発令された場合（津波による危険がある場合）、堺区・西区の一部の指定避難所は津波避難ビルとなります。

※津波の危険がある間は、市職員は避難所の開設に向かいません。

※指定避難所については、「指定避難所・避難場所一覧」を確認してください。

「津波避難ビル」

高台に逃げるのが困難な場合の緊急一時避難場所として、頑丈で耐震性の基準を満たし、3階以上の高さのある建物を津波避難ビルに指定しています。外からわかるように、入口付近などにプレート（右図）を掲げていますので、ハザードマップなどで事前に確認してください。



○災害リスクと避難行動の確認事項

- ・災害時の避難行動を検討する際は、「災害リスクと避難行動の確認事項」（19ページ参照）を利用してください。

○（参考）災害リスクと避難行動の確認事項

災害リスクと避難行動の確認事項

（１）災害リスクの確認

災害リスクを検討する際は、居住地の区版ハザードマップを参照し確認してください。

洪水	☐ あり（予想浸水高さ ☐ なし	
高潮 （台風）	☐ あり（予想浸水高さ ☐ なし	【予想浸水3m未満の場合】 建物2階以上で安全確保可能。
津波 （地震）	☐ あり（予想浸水高さ ☐ なし	【予想浸水3m未満の場合】 コンクリート造の建物3階以上で安全確保可能。
地震	【直下型地震（上町断層帯地震）で市内最大予想震度7】 ☐ 自宅の地震対策をすすめる。	
土砂	【土砂災害警戒区域（自宅近隣）】 ☐ あり ☐ なし	

（２）避難先の確認

【地震】堺市に津波警報・大津波警報が発表されたとき

☐ 水平避難の場合 （なんらかの手段で移動が可能な場合） ・津波注意地域（津波ハザードマップの水色の線）より東側へ移動する。 ・建物が崩れて、通れないような経路は避ける。	☐ 避難所
	☐ 避難所以外 ・親族、知人宅、ホテル等
☐ 垂直避難の場合 ・水平避難が難しく、高い建物で安全確保をする場合。 ・エレベーターが無い場合、階段を昇ることが可能か検討する。	☐ 自宅避難 ・マンションなどで安全確保が可能な場合
	☐ 避難所以外 ・津波避難ビル、親族、知人宅等

【風水害（洪水・高潮・土砂災害）】

- ・居住地域に「高齢者等避難」又は、「避難指示」が発令されたとき。
- ・注意！ ハザードマップに赤いマークで示されている避難所は、「地震時のみ開設」となります。

☐ 自宅避難 ・自宅で安全確保ができる場合	
☐ 自宅以外で避難 ・次の優先順位で検討する。 ①浸水予想地域外にある避難先（避難所に限らない） ②浸水予想地域内にある避難所	☐ 浸水予想地域外にある避難先 ・親族・知人宅、ホテル、施設等へ事前避難
	☐ 浸水予想地域内にある避難所

④その他

☐ 食料、飲料、トイレ対策品などの備蓄（区別防災マップ 13・14ページ）
☐ お薬手帳は準備
☐ 医療機器の電源の確保や停電対策

○堺市e-地図帳の利用方法

① インターネットで「堺市e-地図帳」を検索



堺市e-地図帳
http://e-map.city.sakai.lg.jp/

堺市e-地図帳

「堺市e-地図帳」は、さまざまな地図情報をついにまとめて分かりやすく表示、検索できる地図情報システムです。なお、スマートフォン版は画面が小さいため、パソコン版の ...

認定路線情報
公共事業・開発行為等により新しく造られた道路を堺市が管理するため ...

用途地域など都市計画決定の ...
・本システムで利用している住所検索は、お調べの場所の都市計画情報 ...

文化財情報
本システムは、堺市における行政情報を、インターネットを通じて皆様に ...

位置選択
地図から探す。地図上でクリックすると、クリックした位置の地図を表示し ...

下水道参考情報
ご利用上の注意・・本システムは、下水道に関する情報（供用開始区域 ...

② 「堺市e-地図帳」より【ハザードマップ】を選択



堺市 e-地図帳

入力例:堺市南区南瓦町など
検索

使い方がガイド

「堺市 e-地図帳」とは・・・
地図や画像を利用して、堺市の行政情報や地域情報をインターネットを通じて、市民の皆様にわかりやすく公開・提供するサイトです。

お知らせ 2023-12-26
地図データに関する問い合わせはこちら

掲載マップ一覧
ご覧になりたい情報マップの地図検索をクリックすると、検索トップページに遷移します。

施設・観光情報
地図検索

都市計画情報
地図検索

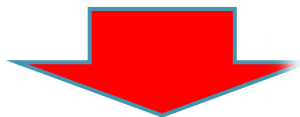
ハザードマップ
地図検索

○堺市e-地図帳の利用方法

③【ハザードマップ】の利用条件等を確認し「同意する」をクリック



The screenshot shows the 'Hazard Map' section of the Sakai City e-Map Book. The page title is '堺市 e-地図帳' (Sakai City e-Map Book). Below the title, there is a navigation bar with 'トップページ' (Top Page) and '利用許諾' (Terms of Use). The main content area is titled 'ハザードマップ' (Hazard Map) and includes a sub-header '<ハザードマップ>'. The text explains that the system provides hazard information for river flooding, etc., and lists the conditions for use. It includes links for '洪水浸水想定について' (About Flood Inundation), '内水浸水想定について' (About Internal Water Inundation), '地震被害想定について' (About Earthquake Damage), '土砂災害想定について' (About Landslide Hazard), '津波浸水想定について' (About Tsunami Inundation), and '高潮浸水想定について' (About Storm Surge Inundation). It also mentions 'システム全般について' (About the System). The page is divided into sections for '洪水浸水想定について' (About Flood Inundation), '内水浸水想定について' (About Internal Water Inundation), and '地震被害想定について' (About Earthquake Damage).



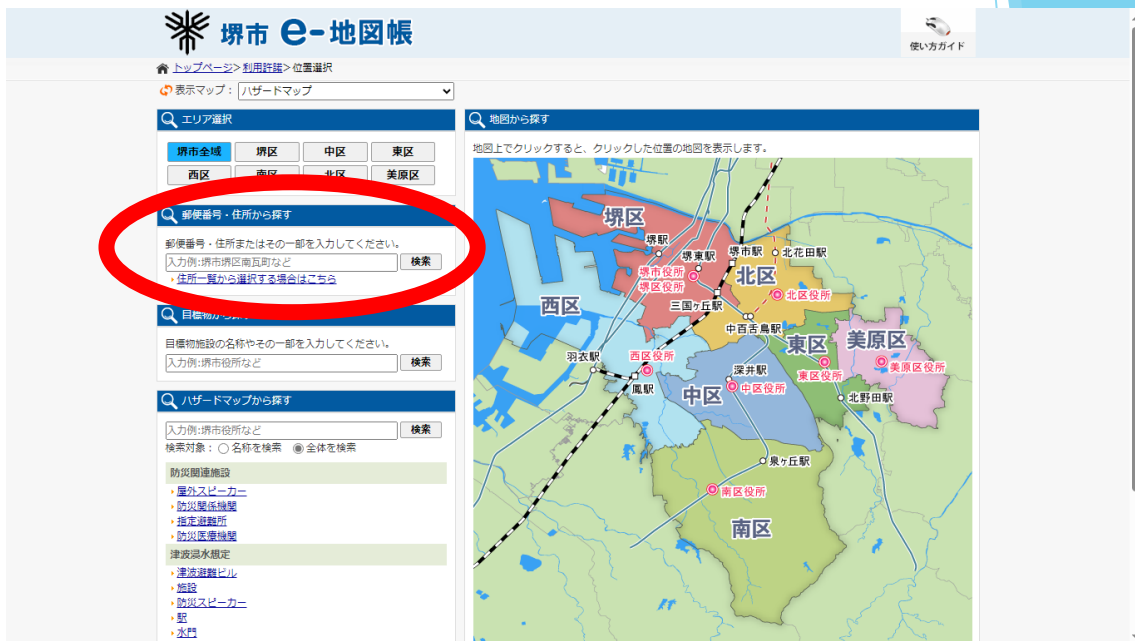
※下までスクロールし、利用条件等を確認してください。



The screenshot shows the 'Terms of Use' section of the Sakai City e-Map Book. The page title is '利用規約' (Terms of Use). The text outlines the conditions for use, including the prohibition of unauthorized reproduction, distribution, or modification of the map data, and the prohibition of using the map for illegal purposes. It also states that the map is provided as a reference and that the user assumes all responsibility for its use. The page is divided into sections for '利用規約' (Terms of Use) and '免責事項' (Disclaimer). At the bottom of the page, there is a red circle highlighting the '同意する' (I agree) button.

○堺市e-地図帳の利用方法

④ 避難行動要支援者の住所を入力 または住所一覧から検索



⑤ ハザードマップの表示切替より、災害 種別ごとの災害想定を確認してください。

- 洪水浸水想定（大和川・石津川・西除川・東除川）
 - 土砂災害情報
 - 津波浸水想定
 - 高潮浸水想定
- 等



○災害発生時における要介護者等への対応基準

個別避難計画に介護保険施設（ショートステイ）を避難先として位置付けている場合で、市が高齢者等避難を発令した際は、定員超過利用について認める取扱いを行います。

取扱いの詳細は、堺市ホームページに掲載している「災害発生時における要介護者等への対応基準」を確認してください。

○（参考）掲載場所

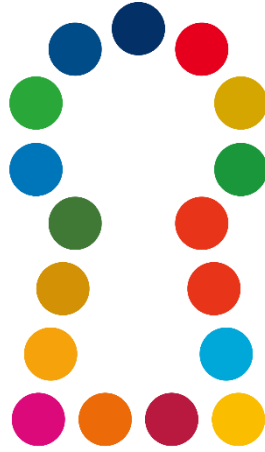
トップページ > 健康・福祉 > 福祉・介護 > 高齢者福祉 > 事業者向け情報 > 介護事業 > 堺市からの通知文（介護保険課） > 災害発生時における要介護者等への対応基準の制定について（通知）

（１）取扱い基準（抜粋）

- ・ 個別避難計画に介護保険施設（ショートステイ）の利用を位置づけ、施設とマッチングが行えている場合
- ・ 市が避難情報「警戒レベル３ 高齢者等避難」を発令した場合

（２）注意事項

- ・ 個別避難シートを作成する際に、介護保険施設とショートステイの利用について相談し、計画に位置付けてください。
- ・ 計画作成後は【副本】を施設と共有してください。
- ・ 本市において災害救助法の適用がある場合は、国通知等の運用となります。



SDGs未来都市・堺

Sustainable Development Goals Future City, SAKAI CITY

【問い合わせ先】

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所

○避難行動要支援者の取組については

- 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課（堺市役所本館7階）
（電話）072-228-0375

○各区の防災活動に関する相談及び支援並びに防災意識の啓発については

- 堺区役所 自治推進課（堺市役所本館 3 階）
（電話）072-228-7082
- 中区役所（3階・中区深井沢町2470番地7）
自治推進課 （電話）072-270-8154
- 東区役所（3階・東区日置荘原寺町195番地1）
自治推進課 （電話）072-287-8122
- 西区役所（4階・西区鳳東町6丁600番地）
自治推進課 （電話）072-275-1902
- 南区役所（3階・南区桃山台1丁1番1号）
自治推進課 （電話）072-290-1803
- 北区役所（2階・北区新金岡町5丁1番4号）
自治推進課 （電話）072-258-6779
- 美原区役所（4階・美原区黒山167番地1）
自治推進課 （電話）072-363-9312
- 危機管理室 防災課（堺市役所本館 3 階）
（電話）072-228-7605